



# ふくろう通信

ヒルトップ税理士法人

Tel:03-3441-3041

Fax:03-5421-7086

http://www.e-fukuro.jp/

## 9月の主な税務スケジュール

- ・ 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)
- ・ 1月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)
- ・ 消費税1・4・10月決算法人の3月ごとの中間申告及び3月ごとの期間短縮に係る確定申告

## 今号の目次

- ・ 消費税の価格表示について
- ・ ふるさと余話 はじめまして ~東京都大森編~
- ・ 職員リレーコラム 地方税納税共通システムが10月よりスタートします!

## 夏の思い出



## 消費税の価格表示について

令和元年(2019年)10月1日からの軽減税率制度の実施に伴う価格表示について、平成30年5月18日付「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について」(消費者庁・財務省・経済産業省・中小企業庁)が公表され、同一の飲食料品の販売につき適用される消費税率が異なる場面における小売店等の価格表示の具体例等が示されています。

### 価格の表示方法

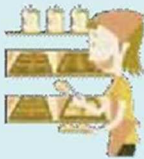


表示価格の原則は税込表示(総額表示方式)です。ただし、税込表示の場合、消費税率が変更になると、すべての値札を付け替える必要が出てきます。これにはかなりの労力やコストがかかるため、令和3年(2021年)3月31日までは特例で税抜表示だけでもOKとされています(それ以降は税込表示が必須)。

ただし、税抜表示する場合は、それが税抜価格であることが分かるように表示することが義務づけられています。

### 軽減税率制度実施後の価格表示

イトインスペースのある小売店やテイクアウトのある飲食店では、次のような価格表示が認められます。

#### 【イトインスペースがある小売店の価格表示の例】

異なる税込価格を設定する場合	税込価格を統一する場合
<p>① 持ち帰りと店内飲食の両方の税込価格を表示</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>総菜パン</p> <p>持ち帰り 162円</p> <p>店内飲食 165円</p> </div> 	<p>② 店内掲示等を行うことを前提にどちらか一方のみの税込価格を表示</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>総菜パン 162円</p> <p>(店内掲示等)</p> </div> <p>店内飲食される場合、価格が異なります。</p> 
<p>③ 持ち帰りと店内飲食を同一の税込価格で表示</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>あんパン 170円</p> </div> 	

(引用: 国税庁「消費税軽減税率制度の手引き」)

軽減税率導入以後は、様々な配慮が求められることが多くなると考えられます。

顧客とのトラブルやクレーム等、混乱を避けるためにも、価格表示方法をはじめとする店舗運営方法については、軽減税率導入前に検討しましょう。

(ささき)

## ふるさと余話 はじめまして ～東京都大森編～

はじめまして。今年の春に大学院を卒業し、ヒルトップ税理士法人の一員になりました、井川明英と申します。

自己紹介の意味も込めまして、赤子から現在に至るまでの30年余り住んでおります、我が街「大森」について書かせて頂きたいと思います。

大森は通勤時に通過する駅との印象も強いと思われませんが、品川と川崎の中間に位置し、30分あれば大概の場所に行ける好アクセス。この便利さは大森の大きな魅力のひとつでしょうし、私がお家から離れられない理由のひとつでもあります。

近年は大規模再開発が進んでいますが、道路を一本入れば昔ながらの純喫茶、量り売りの惣菜店をはじめとした商店が立ち並び、チェーン店がひしめく商店街とは違った風景がそこには残っております。ほっこりとした下町的な雰囲気を感じるのはいった点が大きいと思われま。

また大森を語る上で外せないのは「大森貝塚」でしょうか。モース先生が日本初の新橋～横浜間鉄道に乗車時、車窓から貝殻が積み重なっていることを発見。大森の人々が普段生活していて気づかなかったことに大きな驚きもありますが、発掘の結果、縄文時代後期の土器・骨器・獣骨が続々と出土し、文字による資料が残らない日本の縄文時代研究の針を進めることに貢献したそうです。

私自身、幼い頃よりモース先生像が鎮座する大森貝塚に併設された公園で遊んでおりました。その影響も手伝い、中学・高校と化石部に所属。長期の休みともなれば、ハンマー片手に山梨や長野の山々へ発掘に向かうといった、太古のロマンに胸を躍らせる青春時代を過ごしておりました。

化石部部長となつてからは、上下関係の厳しい体育会系クラブや暗い文化系クラブとの違いを明確に伝える部活紹介を行い、2年連続で新入学生200人の20%超を加入させたことは、人前で話すことに自信を持たせてくれたいい思い出です。

1年でも早く皆様のお役に立てることができるよう、精一杯目の前の仕事に取り組む所存であります。よろしくお願ひします。

(いかわ)





## 職員リレーコラム 地方税共通納税システムが10月よりスタートします！

「働き方改革」をきっかけに、これまでの業務の見直し・省力化を検討する機会が増えています。その一方で、解消に役立つ多種多様なサービスが新たに誕生しています。

その1つとして、「地方税共通納税システム」をご紹介します。

住民税（特別徴収）の納税手続きを例にみてみますと…。

（これまで…）区役所・市役所ごとに納付書を記載し、銀行に納めに行く。

（こうなる！）住民税の総額を電子申告し、会社指定の預金口座から直接支払う（期日指定も可能です。国税のダイレクト納付と同様のイメージです）。

このシステムのその他の特徴は次のようなものがあります。

メリット：「平日であれば、8時30分～24時まで対応可能」「手数料はなし（0円）」

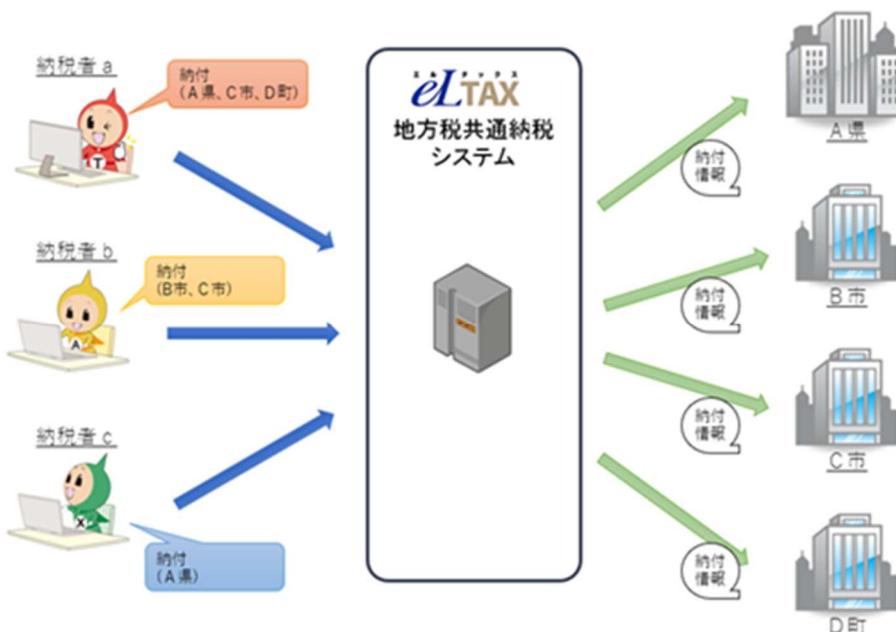
デメリット：「領収書は発行されない」「国税と一緒に支払えない（国と地方が別のシステムのため）」

このシステムを導入することで、納付事務の負担軽減につながり、浮いた時間を他の業務に充てることできるようになります。

「業務そのものの無駄をなくす（＝業務に携わる方は無駄ではない）」という働き方改革の根底にある考え方に沿ったサービスではないかと思います。

まずは、自社へのあてはめをしてみたいはいかがでしょうか？

（たかはし）



引用: eLtax 地方税ポータルシステム HP